

152ボール盤、フライス盤を起因物とする死傷災害100事例（-2017年）

No	年	月	発生 時	死傷災害事例	年 齢	事 故 の 型	小業種	労 働 者 規 模
1	2017	12	16~17	工場内にて、ボール盤での穴あけ加工の段取り中、部品とタップの間に左手が挟まれた。	35	7	11503	1~ 9
2	2017	12	16~17	工場内において、フライス盤を使用し部品の側面を削っていた際、切削工具を止めずに手前にあったゴミ（切粉）を取ろうとした瞬間、誤って回転工具と加工部品の間で右手示指が巻き込まれ負傷した。	23	7	11301	10 ~ 29
3	2017	12	11~12	加工職場にて、ボール盤を使用したタップ加工中に、バイスに挟んだ母材を入れ替える際、回転を停止させないまま行い、誤って右手小指が回転中のタップにまき込まれてしまった。	73	7	170101	10 ~ 29
4	2017	12	11~12	加工職場にて、ボール盤を使用したタップ加工中に、バイスに挟んだ母材を入れ替える際、回転を停止させないまま行い、誤って右手小指が回転中のタップにまき込まれてしまった。	73	7	11301	—
5	2017	11	9~ 10	工場内で角パイプに穴あけ作業中、回転しているドリルの周りの切くずを除去しようとしている時に、ドリルに付いていた切粉が右手の甲側に絡みつきドリルの回転方向（右回転）に巻き込まれた。 ※手袋は、手のひら側がゴムで甲側が布のものを使用していた。	23	7	11209	1~ 9
6	2017	11	14~ 15	ボール盤でパイプ穴加工中、品物を動かそうとして、手が回転しているキリに当たり、左手の人差し指が巻き込まれた。筋が切れていて縫った。	26	7	11209	1~ 9

7	2017	11	14～ 15	工場内切断機にて、切断した材料（鉄製：縦10cm、横8cm、高さ5cm）を左手で取り出す折に、手元が狭く持ちづらかったので、材料を固定するクランプを広げるため右手で開のスイッチを押すべきところ、誤って閉のスイッチを押したため、左手小指をクランプと材料の間で挟み負傷した。	45	7	170101	～ 299	100
8	2017	10	11～ 12	造船所本社工場にて建造中の第236番船199型ひき船海難救助船の船尾室内において乙ペラ取り付け上部フランジの締め付用取り付けボルトの穴明け作業中、穴明機（アトラエース35m/m）の刃を交換して、被害者本人が穴明け駆動確認のためスイッチを入れた所軍手をはめていた左手が穴明機の刃にからまり左手薬指先端を負傷する。	67	7	11501	～ 99	50
9	2017	10	18～ 19	工場にてフラットバーにボール盤で穴あけ作業をしている時に、切り粉がドリルに巻きついている状態で、電源を切らずに製品を変えようとした際、左手の手袋の穴があいている部分に切り粉が巻きつき、手が巻き込まれた。	41	7	11502	～ 29	10
10	2017	9	15～ 16	東側第一工場、ボール盤の所において、コ型材に穴を開けるため、位置あわせをしている時、皮手袋がドリルに接触をして巻き込まれ、右手人さし指を負傷したものである。	37	7	11209	1～ 9	1
11	2017	9	8～9	構内作業場にて、直立ボール盤を使い鉄板に穴を開ける作業中、誤ってボール盤の回転軸に左手の手袋が巻きつき、そのまま腕が巻き込まれた。なんとか右手でスイッチを切り、回転を止めることができたが、左手首を負傷した。痛みが激しく急いで病院を受診、橈骨骨折と診断された。	50	7	11301	～ 29	10
12	2017	9	16～ 17	鉄工所内にて金属用ボール盤を使ってナットの穴を広げる作業中、誤って左手の手袋がボール盤のドリルに触れてしまい、手袋がドリルに巻きついてしまい、左手も巻き込まれた。	59	7	11209	1～ 9	1
				内作場の整理整頓の一環として、エアコンのドレン受けの製作を被災者が思いつき、内作場設置のボール盤（ホルソー刃取					

13	2017	9	10～ 11	付) を用いて樹脂製カラーコーンの穴開け作業を開始した。被災者がカラーコーンを押さえ、同僚がハンドルを操作して、4か所目の穴を開けようとした時、軍手が刃に引っ掛かり、右手人差し指を巻き込まれ被災した。直後に同僚がボール盤のスイッチをOFFにした。被災者はボール盤作業時の手袋使用禁止のルールは知っていたが、カラーコーン切断面のバリからの保護を優先して軍手を着用していた。樹脂製カラーコーンは、変形しやすく、固定が難しかった。	73	7	30302	1～ 9
14	2017	9	9～ 10	フライス盤での部品加工作業中に誤って回転する刃物に指を当ててしまい負傷した。	20	8	11209	1～ 9
15	2017	8	10～ 11	左腕を機械（リーマ）の回転に巻き込まれ、左手を切断したものである。鉄板にあけた孔を少し大きくするため、ボール盤でリーマを通す作業を始めたとき、鉄板も回転したため、慌てて鉄板に溶接してある鉄筋を掴んだところ、左腕をリーマの回転に巻き込まれた。穿孔作業時には、材料の回転を防ぐために、材料を固定する金物を使用すべきところ、品物が比較的小さかったため、その措置を怠ったのが原因と思われる。	70	7	11209	10 ～ 29
16	2017	8	10～ 11	工場内のボール盤で、円形鉄板（直径4.5cm、厚さ3mm）に穴あけ加工中、作業がほぼ終了した時点でキリコを取り除こうとして、手袋をしていたために機械に巻き込まれ、右手薬指第2関節を負傷した。	68	7	11209	1～ 9
17	2017	8	20～ 21	横中ぐり盤の定盤上で、製品（両端が円板状のフランジになった軸物）の端面フランジに取り付けた加工治具（φ1230×60t、重量約440kg）を、位置合わせのため回転方向に手で若干動かしたところ、治具（凸部）製品（凹部）のはまりこみ部が抜けて、治具が定盤上に落下した。落下した後、治具が作業者に倒れ掛かり、左膝下を強打し、作業者はそのまま定盤と機械との間に倒れ込んだ。	34	4	11305	50 ～ 99

18	2017	8	11～ 12	工場内でボール盤作業中、機械ドリル芯棒に左手中指が巻き込まれ、左手中指第2関節を損傷した。	76	7	11209	～ 29
19	2017	8	16～ 17	現場内で、タッパ機械でF・Bにタップ穴加工の作業をしていた際、ハンドルレバーを離し、F・Bを取ろうとしたとき、右手の人差し指の軍手が刃に当たり、軍手が引っ掛かってしまい、人差し指が巻き込まれ、右手人差し指第二関節に脱臼と創傷を負った。	62	7	11209	～ 49
20	2017	8	16～ 17	工場内の機械作業場において、ボール盤で穴あけ作業中、ボール盤の回転を止めずに左手で切粉を取り除こうとした際、左手をボール盤に巻かれ負傷した。	19	7	11301	～ 29
21	2017	8	13～ 14	当社工場内において、フライス盤で材料（鉄、φ16、100L）を加工していたとき、材料をバイスでくわえながら、左手でフライスの刃物の加減をみていたところ、油断した際に親指を滑らせ、付け根が刃に触れた。慌てて避けようとしたため、中指と薬指の側面にも刃を当ててしまい受傷した。	83	8	11305	～ 29
22	2017	8	14～ 15	作業所内で、鉄に穴をあけるボール盤作業中、作業服の左袖が回転しているボール盤に巻き込まれ、ボール盤の先端で左上腕部を5、6cm切った。	46	7	11209	～ 29
23	2017	8	16～ 17	工場内で穴あけ作業中、ボール板で穴あけをするときに切りカスが出るため、出た切りカスを左手で取ろうとして、皮手の先がドリルに巻き込まれてしまい、中指の皮がはがれて骨だけとなり、また、人差し指の第一関節を脱臼した。	71	7	30309	1～ 9
24	2017	8	11～ 12	工場の組立場で、部品の内径を大きくするため、ボール盤を使って削る作業をしていたところ、リーマ棒に巻き込まれ、薬指を骨折した。最初は素手で作業していたが、指が痛くなってきたので手袋をしたところ、巻き込まれたものである。	69	7	11301	～ 49
				当工場内のタッピングボール盤でガス機器部品を製造中に右手				

25	2017	8	14~ 15	人差し指の先端を巻き込み負傷した。ゴム手袋で作業すべきところ軍手をしていたこともあり負傷につながってしまった。	72	7	11209	1~ 9
26	2017	8	12~ 13	挽き物加工作業場にて横型フライス盤を使用して溝切り加工中、横型フライス盤を自動送りして加工後に回転が停止（自動停止）する前に、既に回転が停止していると思いワークを取出そうとした際、右手人差し指の第3関節上部が横型フライス盤の回転している刃に接触して負傷した。	34	8	11409	50 ~ 99
27	2017	7	14~15	ボール盤の穴あけ箇所の手取りを行うため、製品を左手で固定し、面取りしていた。面取りカッターは研磨したばかりのため、くい込み、左手で固定していた製品が回り、固定していた左手がカッターに当たり、左手人差し指を切った。	48	8	11709	10 ~ 29
28	2017	7	18~19	ボール盤にて穴明け作業中通常なら固定具で板を固定するところ数量が少なかったため固定具を使わず、手で固定したため機械の回転に指を巻き込まれた。	61	7	11209	10 ~ 29
29	2017	7	13~14	工場内のフライス機械作業場において、フライス機を使用しアルミ製品の仕上げ作業を行っている時、めまいを起こし、手を添えた場所がフライス機の刃物の回転部分だったため左手ひとさし指と中指を負傷した。	32	8	11301	30 ~ 49
30	2017	7	16~17	加工工場において、フェイスングマシンによる角型鋼管（コラム）の面取り加工中の災害で、機械稼働中に被災者がフェイスングマシン傍らにて床（コンクリート敷き）の掃き掃除をしていたところ、面取り加工が終了した角型鋼管（700×700、厚さ36mm長さ1200mm重さ840kg）がフェイスングマシンのローラー上を自動送材され戻って来たことに被災者が気が付かなかったため、掃き掃除をしていた被災者の左顔面に当たり、角型鋼管を受ける作業台を設置していなかったため荷が傾く際に負傷したものである。被災者は、安全靴及び安全帽着用であ	47	6	11209	50 ~ 99

38	2017	5	14～ 15	当社工場内にて、角パイプをボール盤で穴をあけている時、右手で切粉を払おうとしてボール盤のドリルに皮手袋ごと右手薬指が巻き込まれてしまった。	23	7	11209	～ 29
39	2017	5	14～ 15	当社内の整備工場にて、マフラーカバー用装着金網にボルト締め用の穴を開ける作業をボール盤にて作業中に、金網がボール盤ドリルに巻き付き、金網を手で押さえていた為に、金網に引っ掛かった革手袋と一緒に持って行かれ、左手親指先端、及び左手首下部を骨折した。	42	7	40301	～ 299
40	2017	5	9～ 10	整備工場にて卓上ボール盤でアルミの板に穴をあける作業中、軍手をしていた右手でアルミ板の位置を修正しようとしたところ、誤ってドリルに触れ、軍手が右手の指ごと巻き込まれた。	18	7	11701	～ 99
41	2017	5	8～9	横型専用フライス盤（中心溝切削機）の工具交換作業で、テーブル送りのボタンを押しながらテーブルを右限界へ移動し主軸ナットを緩め工具（カッター）を外すべきところ、左限界の位置で主軸ナットを緩め工具を外そうとしていた。手順の間違いに気づき、ナットを緩めていた為、工具とテーブルが干渉しない様に左手で主軸カラーを押さえて、テーブル送りのボタンを右手で押し、テーブルを右へ移動したところ、主軸カラーとテーブルの隙間に左手中指を挟んだ。	41	7	11305	～ 999
42	2017	5	8～9	派遣先において、加工用カッターの交換作業中、本来は、最初に加工用スライドテーブルを右側にスライドさせ主軸を持たずに交換作業に入らなければならないところ、左側にテーブルを置いたままの状態の主軸を左手で持ち、右手で操作盤の操作を行いながらテーブルを右側にスライドさせた際、テーブルと主軸の間に左手中指が挟まれ負傷した。	41	7	170101	～ 999
43	2017	5	9～ 10	工場内保全場で材料の面出しを行う為、フライス盤を使用中、ドリルが回転したままの状態ですり具合を左手人差し指で確認した際、ゴム手袋が巻き込まれた。	39	7	11502	～ 49

44	2017	4	9~10	会社工場内にてフライス盤を使用して平鉄の長穴加工の作業中、フライス盤のドリルが回転している状態で、手袋（やや厚手）をしたままオイルノズルを避けようとしたとき、誤って手袋ごとドリルに巻き込まれ、左手環指を負傷した。	60	7	11301	1~9
45	2017	4	17~18	ボール盤で25t×210×300の厚板に25丸穴加工中、切粉が腕抜きに引っ掛かり、腕を巻かれた。	65	7	11305	30~49
46	2017	4	11~12	同工場内にてボール盤を使用し製品のバリ取り作業中、左手が回転部に接触しまき込まれ、親指を負傷した。	63	7	11301	10~29
47	2017	4	15~16	フライス盤で製品を加工中、工具に指を近づけてしまった為、左人差し指を挟んでしまった。	31	7	11301	1~9
48	2017	4	16~17	ドリルを使用して鋼管をカットする際に、鋼管を押さえていた左手をドリルに巻き込まれて受傷した。	78	7	11209	1~9
49	2017	3	9~10	当事業所内にて、フライス盤で真鍮板を加工中、刃物が右腕の服に引っ掛かり、巻き込まれ負傷した。	74	7	11401	1~9
50	2017	3	15~16	作業場でフラットバー（厚み6mm×30mm×100mm）をボール盤で穴あけ作業中に、フラットバーがドリルの先から引きあげられた時に手袋がからまり、巻きついたゴム軍手ごと左手小指第一関節からちぎれた。	35	8	11209	10~29
51	2017	3	16~17	本社機械第2工場にて、工作機械（NC横中ぐり盤）で本体加工検取り中に、回転しているΦ50mmのカッターを回転していないと思い込み、ワークの状態を確認するため覗き込もうとし、右手首辺りを持って行ってしまい、手首から肘まで巻きこまれた。	34	7	11301	100~299
52	2017	3	13~14	工場内にて穴あけ作業中、ボール盤に巻き込まれて指を骨折した。	75	7	11709	10~

									29
53	2017	3	10~11	被災者は、事業場内でエンジンブローア-修理のため、約5cmのプラスチック部品に穴を開ける作業に従事していた。卓上ボール盤（ドリル）の刃を上げた状態で、部品を手に持ち手で調整しながら穴開け作業を行っていた際、両手に軍手をしていたため、右指先がドリルの刃に触れ軍手が巻き込まれ、右手人差し指を第一関節まで負傷した。	42	7	50202	1~9	
54	2017	2	11~12	鉄板に穴明けをするポンチングマシン（倅い）を操作中、鉄板を掴むクランプに鉄板をセットした時、左の人差し指が鉄板とクランプの間にあるのに気付かず誤ってフットスイッチを踏んでしまい左人差し指をクランプに挟んで指先を負傷した。	60	7	30201	30~49	
55	2017	2	10~11	被災労働者がボール盤を使用して製品の穴明け作業に従事していたが、加工数が多く急いでいたので、ボール盤を主軸を停止せず脱着作業を行った為、主軸に付いている回転工具に手袋着用右手を巻き込まれ負傷したものである。	33	7	11301	50~99	
56	2017	2	10~11	ボール盤を使用中にドリルに軍手が巻きつき右手が巻きついてしまった。部品穴明け中。	20	7	11502	1~9	
57	2017	2	8~9	フライス作業中、敷板がエンドミル（刃物）に接触しかけたので、敷板を移動させようとしたところ、左手がエンドミルに接触し、巻き込まれた。	52	7	11301	30~49	
58	2017	2	16~17	NC縦型フライス盤で当社加工工場内において金属部品材料にφ14の穴明け作業を行う時、右手で刃物を上下に移動中に左手で長さ20cmの竹のハケで刃物部分に油を掛けていた時、切りくずの金属くずが左手作業服の袖に巻き付き左手小指が刃物に接触し、左手小指を切断負傷した。	78	8	11301	1~9	
59	2017	2	11~12	機械加工場内で工作機械作動中に鉄柱を機械の隙間を通り、奥に工具を取りに行った。奥から戻ろうとした時にちょうど機械がXプラス方向一杯（機械と鉄柱の間10cm）になってしまった	58	7	11109	50~	

				ため、上半身が機械と鉄柱の間に挟まってしまい右耳部と左側頭部を裂傷、及び左肋骨を骨折してしまった。				99
60	2017	2	13~14	工場内で、マグネットドリルのキリを換えようとしている時に左手でドリル刃物の上部を持ち右手で軍手をしたままドリル刃物をつかみ外そうとした。本来は、巻き込み防止のために素手か革手袋を着手するが、当該作業者は軍手をして作業に臨んでしまっていた。交換作業中に、電源を切らずに作業していたため、途中でスイッチを作動させてしまい手が巻き込まれ、右手の指を負傷してしまった。	43	7	11209	1~9
61	2017	2	13~14	設備予備品置場で、ボール盤で穴あけ加工時、加工が困難（ドリルの摩耗）になった為、ドリルの交換作業中に、ドリルを固定しているチャックをチャックハンドルで緩めようとした時、自動回転設定中で回転停止（強制回転停止）に設定していなかった為、主軸にわずかに下降してしまったことで回転リミットスイッチが入り、自動で回転してしまい、チャックハンドルが革手に引っ掛かり左腕が巻き込まれた。左前腕部を骨折した。	60	7	11502	100~299
62	2017	1	15~16	本社工場内東棟機械加工場にて、汎用フライス盤を使い鋳物で出来た品物の平面加工実施中に、何らかの理由・原因により、右手にはめていた軍手もしくは袖口が回転中の刃物に巻き込まれ、その勢いで体ごとフライス盤のテーブル上まで持ち上げられ、巻き込まれてしまった。	41	7	11301	10~29
63	2017	1	16~17	事務所加工場内に於いて、固定式ドリルを使用して鋼材に穴を開けていた時に材料が横転しそうになり、咄嗟に左手で支えた為機械に巻き込まれ、左手小指及び薬指を負傷した。	64	7	11209	1~9
64	2017	1	9~10	プレス工場ドリル加工作業をしている時、ドリル機を停止せずにワークを取り換え時、作業者が軍手を装着しており、右手甲部分にドリルの刃が接触した際に巻き込まれ、とっさに左手	39	7	11402	10~

				で電源をOFFにした。				29
65	2017	1	8～9	本社工場にてボール盤を使用しての穴あけ作業中、左手に手袋をして品物を固定し右手でドリルを回転加圧させていたが、左手がドリル近くにあったため手袋が絡み、手袋と一緒に左手をドリルに巻き込み怪我をした。	39	7	11502	10 ～ 29
66	2017	1	8～9	加工作業場にてボール盤を使用し、アルミの苗ラックの穴あけ作業をしていた。軍手をした状態で切り粉を取り除こうとした時、回転したままのドリルに軍手が巻き込まれ、右手薬指を切断した。	36	7	11209	10 ～ 29
67	2017	1	10～11	フライス盤作業で加工開始した時、設置していた加工部品が傾いたため、部品を押さえるため右手を回転切削部に差し入れ、軍手が巻き込まれ、右手小指の第2関節を切断した。	21	7	10801	30 ～ 49
68	2017	1	11～12	ポール板（機械名）で作業中、約5センチ位の製品の面取り作業中、軍手が巻き込まれ、左手人差し指を負傷し、9針縫った。	43	7	11301	10 ～ 29
69	2017	1	14～15	弊社工場内でフライス盤にて鋳物を加工するため、プレートで研磨中に誤って左手をフライス盤に乗せてしまい、機械の回転の勢いに左手が巻き込まれ、左手親指の先を切断した。	41	7	11209	10 ～ 29
70	2016	12	8～9	工場内において、ボール盤で丸パイプの穴開け作業中に、ドリルの表面に発生したキリコに左指が引っかかり、回転して革手袋が巻き込まれ、左指を負傷した。	47	7	11209	10 ～ 29
71	2016	12	15～16	工場内において、金属板をラジアルボールの台上に載せてバリ取り作業をしようとした際に、台の端に載せたため板が落下しそうになり、両手で受けようとしたが、左手示指が板とボール盤の脚部に挟まれ負傷した。	60	4	11301	10 ～ 29
72	2016	12	9～	工場内でフライス盤を使ってアルミを削っていたところ、軍手をはめた手で切粉を払おうとして、エンドミルに軍手と一緒に	53	7	11301	50 ～

			10	左手を巻き込まれて負傷した。					99
73	2016	11	16～ 17	加工ラインにおいて、リーマ通し用ボール盤の駆動ベルト内側にボール盤を回転させた状態のまま、固形のベルトワックスを塗布しようとした際、手が平ベルトに巻き込まれ、固定カバーのエッジで腕を裂傷した。	48	7	11301	～	299
74	2016	11	13～ 14	工場内にて、ボール盤を使ってアングルに穴をあける作業をしているとき、切りカスを取ろうとして回転中のキリに右手が巻き込まれ、中指を負傷した。	31	7	11301	～	29
75	2016	11	14～ 15	機械工場部品製作の為にNCフライス盤のドリルの高さを合わせようと調整していたところ、ドリルが口金に当たり、ドリルが破損しその欠片が右眼に当たった。	59	4	11301	～	49
76	2016	10	16～ 17	機械工場内フライス盤前にて脱着作業中に、切削加工用工具にて工具を回転させたまま、軍手をしたまま加工が終わった品物を機械から降ろそうとした際に、機械に装着した加工用の工具が回転中だったことに気が付かず、軍手をしたままの状態での工具と接触し右手の甲の皮膚を損傷した。	75	8	11301	～	29
77	2016	10	16～ 17	製缶作業所のボール盤にて穴あけ作業をしていたところ、穴あけが終わったので自動送りハンドルをはずして止まりかけていたところで、キリの先端部の油を、皮手袋をした左手でさっと拭こうとしたら、キリに巻き込まれてしまった。	71	7	11209	～	29
78	2016	9	9～ 10	工場鉄パイプの面取り機で段取り作業中、刃物ホルダーを前進させて刃物合わせをし、手動で刃物ホルダーを後退させる時に、右手で後退スイッチを押したところ、何気なく置いていた左手がホルダー軸受の間に挟まれ怪我をした。	30	7	11502	～	29
79	2016	9	16～ 17	フライス盤でフライス作業中、製品を取ろうとした際に製品の角で右手親指腱を断裂した。	62	8	11301	～	29

80	2016	9	16～ 17	工場内のボール盤を使用し穴あけ作業中、ボール盤を停止せずキリコを取り除こうとして、キリに巻き込まれ、左手人差し指第1関節を負傷した。	44	7	11305	～ 29
81	2016	9	9～ 10	工場内でフライス機でドリルを使用した穴あけ加工をしている時に、本来は機械を止めて加工物の交換を行うが、機械を回したまま軍手を着用して加工物の交換を行い、その際に軍手を機械工具に巻き込み左手人差し指を負傷した。	74	7	11509	～ 49
82	2016	9	13～ 14	製品をボール盤で穴あけ加工作業中、機械を作動させたまま穴あけ位置の微調整をした時、歯部分に触ってしまい、回転部分に右手薬指が巻き込まれ負傷。	24	7	10805	1～ 9
83	2016	9	13～ 14	製品をボール盤で穴あけ加工作業中、機械を作動させたまま穴あけ位置の微調整をした時、ドリルを止めようとドリルの歯部分に触ってしまい、回転部分に右手くすり指が巻き込まれ負傷。	24	4	170101	～ 299
84	2016	9	14～ 15	ボール盤で面取り作業をする際、刃物をワークに強く当て過ぎた為、ワークが回転してしまった。あわててスイッチを切らずに手で止めようとしてしまった為、手袋ごと左手人差し指が巻き込まれて負傷した。	24	7	11301	10 ～ 29
85	2016	8	15～ 16	フライス作業場でエンドミルを使い2面加工をしている時、左手人差し指で確認しようとして品物と刃物の間に指が入り込んで負傷した。	24	7	11301	10 ～ 29
86	2016	8	14～ 15	工場内において、手持ち式電動ドリルを用いてアルミ合金に直径145mmの穴作業をしていた際、直径145mmの刃物の反力で、電動ドリルを支えていた右手母指の靭帯を痛めた。	49	19	11501	10 ～ 29
87	2016	8	10～ 11	磁気ボール盤にて鉄鋼材アングルの穴あけ作業中、ドリルの回転が止まったため、調べようと左手を近づけた際にドリルが動き出し、手袋が巻き込まれ回転は止まったが、左手拇指を負傷する。	41	7	11209	10 ～ 29

88	2016	8	10～ 11	工場で、製品のバリトリをするにあたり数が多いということもあって手作業で作業するところを今回ボール盤を使って作業していた為、薄手の綿手袋をしていたのでその手袋が回転していたキリに引っ掛かり、負傷した。	50	7	170101	30 ～ 49
89	2016	8	10～ 11	工場で、製品のバリトリ作業中、数が多いということもあって手作業で作業するところを今回ボール盤を使って作業していたため、薄手の綿手袋をしていたが、その手袋が回転していたキリに引っ掛かり、負傷した。	50	7	11502	500 ～ 999
90	2016	8	10～ 11	鉄骨工場で、ボール盤で穴あけ加工作業を終了する時、ボール盤のスイッチを切ろうとして、軍手をはめていた右手をまきこまれ、あわてて左手で右手をかばおうとして、軍手をはめていた左手も負傷してしまった。	20	7	11209	10 ～ 29
91	2016	8	16～ 17	金属加工工場内のフライス盤での作業後、機械清掃をしようとしたところ、スイッチを切り忘れた為、刃がまわっており、そこに右手にはめていた軍手が巻きこまれた。すぐに右手をひっこめたがカッターが甲に触れ、切ってしまった。	69	7	11301	10 ～ 29
92	2016	8	18～ 19	工場内でボール盤穴あけ作業をしているときに、素手で作業するところ手袋をはずすのを忘れて作業した。切粉が手袋にからまり左手を機械にまきこまれ、人差し指を負傷した。	32	7	11209	1～ 9
93	2016	8	9～ 10	工場内にて、金属板に穴を開ける作業時に、機械のドリルが緩んでいた為締め直そうとした。機械正面から行うべきところを、スイッチがある左側で行った。両手でスパナを持ち、上に押し上げた時、左腕が作動ボタンに触れ、ボタンを押してしまい、ドリルが動き左手が巻き込まれて負傷した。	68	7	11209	10 ～ 29
94	2016	8	9～ 10	工場ボール盤でアングル鋼の穴明けを終了し、使用したドリル刃を取外す際、自動スイッチ及び元スイッチを切り忘れた。皮手袋を着け、両手でチャックハンドルを廻そうと力を入れた	59	7	11209	10 ～

				時、チャックハンドルが下がり、軸が回転し、チャックハンドルに手袋が引っ張られ、左手親指付根腹部を裂傷した。				29
95	2016	7	8～9	事業所作業場内において、加工板の抜節の穴掘り作業をしている時、誤って左手が直接ドリルに振れた為、手袋が巻き込まれ、小指と人差し指を負傷する。	33	7	10401	1～ 9
96	2016	7	15～ 16	工作工場で横中ぐり盤を使用し、パイプ外周に角穴加工をしている時に、ラセン状の切り粉が左手指に接触し、軍手をしていた為に、指先が巻き込まれ、左手薬指と小指に怪我をした。	79	7	11301	1～ 9
97	2016	7	14～ 15	工場内で鉄製品にボール盤を使用して穴明け作業中に、主軸ドリルに付いた切断くずを取り除くため、定位置から、動いて回転停止スイッチを切ろうとした。その時つまずいて、体が前傾となり切断くずが作業着に引っかかり、そのまま主軸後方に引っぱられ、右腕及び上半身をひねられて負傷した。	67	7	11301	10 ～ 29
98	2016	7	13～ 14	アトラーで穴あけ作業中において、ドリルが回転中に固定マグネットを解除していて、左手がドリルに巻きこまれた。	48	7	11209	1～ 9
99	2016	7	13～ 14	工場内で切断パイプの穴あけ作業中に、ボール盤のドリルに手袋が巻き込まれ、左手中指の指先を負傷した。	72	7	11209	1～ 9
100	2016	7	9～ 10	工場内で、孔明ボール盤を用いてコードの付いたプレートの孔明を行った際、孔明材の固定が不十分だった為、革手袋に材が接触して革手袋がドリルキリに巻き込まれ、左母指を負傷した。	35	7	11209	1～ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.html(職場のあんぜんサイト)

参考：[労働災害の分類の概要](#)

[各起因物における死傷災害100事例 \(-2017年\)](#)に戻る。